



「ももたろう基金」助成

岡山県内における「平成30年7月豪雨災害」に対する支援寄付基金 助成

第7次【緊急助成】 募集要項

この助成事業は、災害復旧支援のために設置された「ももたろう基金」への寄付を原資に実施されています。寄付が原資の助成であることを踏まえ、被災地のニーズをとらえた活動を対象としています。

◆目的

岡山県内で発生した大雨による災害支援活動を行う県内団体等の支援活動や、活動復旧に対する助成を行うことで、被災地の復興を目指す。

◆対象となる事業（経費）

「平成30年7月豪雨災害」に対して岡山県内の団体が実施する支援活動経費

- (1)災害支援活動（県内各地）：真備エリア以外の岡山県内の災害支援にかかる事業
(報道等も少なく、特にサポートの届いてないエリアで実施の事業)
- (2)災害支援・復興活動（真備エリア）：真備エリアの災害支援、真備町から避難している方を対象に実施する事業

(1)(2)とも、特に下記のテーマが対象となります。

原則として平成31年4月30日までに実施の事業

- ・被災者の孤立防止につながる取り組み
- ・みなし仮設や仮設住宅などでのコミュニティ形成や支援に関する取り組み
- ・子ども・障がい者・高齢者の居場所づくりやケアにつながる取り組み
- ・被災者やボランティアの医療・福祉の支援に関する取り組み
- ・女性や子ども等、災害弱者を守るための取り組み
- ・その他、申請団体で被災地ニーズを把握しており、緊急を要する取り組み

※なお、平成30年12月1日以降の経費を助成の対象とする。

事業実施に最低限必要な費用が対象です。Q&Aの対象外経費も参照してください。

◆対象団体、助成金額

【対象団体】岡山県内に事務所（支部を含む）を置き、応募条件（下記参照）を満たすNPO法人、社会福祉法人、任意団体など（法人格などの有無は問わない）

【助成金額】（1）災害支援活動（県内各地）：1団体20～50万円程度

（2）災害支援・復興活動（真備エリア）：1団体20～50万円程度

※緊急を要する事業で特別の理由がある場合は、上記金額以上の申請も可能
ただし事前に積算根拠を明らかにし、協議してください。

◆選考方法

申請のあった団体から随時書類選考を月ごとに行う。また必要に応じてヒアリングを行う場合がある。

《選考の視点》

- ・（ニーズとの合致）被災地のニーズを反映し、ニーズ把握ができているか
※災害支援活動では、支援対象者との関係構築ができているかどうか
- ・（実行力）実施体制がととのっているか、実施に対して強い思いがあるか
- ・（資金管理）寄付が原資の基金が適正に活用されるか、金額が妥当か

※（1）災害支援活動（県内各地）では、まだまだ支援が届いていない場所も多く、多様な支援活動が実施されることが重要である、という視点で審査を行います。（2）災害支援・復興活動（真備エリア）にはすでに多くの支援も入っており、より専門性や実効性の高い事業を重視して審査を行います。

◆助成募集期間

第7次募集期間：平成30年12月10日（月）～平成31年3月31日（日）

※下記事務局まで申請書類をメール、郵送、FAXのいずれかの方法により提出の事。

※上記期間中に随時受付をし、月ごとに審査・助成を行います。また、状況により募集期間の延長を行います。

◆応募条件

- ①岡山県内に事務所（支部含む）をおく団体
- ②団体の情報公開を促進していく趣旨から、日本財団公益コミュニティサイトCANPANに登録し情報公開することに同意し、実施していただける団体（または、すでにCANPANへの登録・情報公開を行っている団体・申請時の公開有無は問わない）
- ③被災地支援のため、現地にて支援活動を実施予定または実施中の団体
または被災地に事務所や活動拠点があり、被災により停止した活動再開を目指す団体
- ④助成実施後に活動報告の提出と公開への同意をいただける団体

◆事務局及び申請先

公益財団法人 みんなでつくる財団おかやま 「ももたろう基金 第7次助成事務局」

〒700-0026 岡山県岡山市北区奉還町3丁目15-8 奉還町第一ビル第11号

TEL:086-239-0329 FAX:086-899-6329 E-Mail info@mintuku.jp URL <http://www.mintuku.jp/>

申請にあたっては、Q&A を必ず確認のこと

◆Q&A

- Q. 助成金の支払時期は？ 報告書への領収書の添付は必須ですか？
- A. 事前支出が必要な事業のみ事前に助成金を支払いします（一部支払いの場合もあり）。受け入れ人数等で変動する事業も多いため、事後支払いを原則とします。また精算にあたり原則として、領収書が必要となります。ただし、助成条件で単価合意を事前に事務局とした場合（1名〇円など）ややむを得ない場合でカタログなどにより単価が明らかなものは領収書の添付がなくても支出可能です。
- Q. 経費はいつからが助成対象となりますか？
- A. 採択日でなく、平成30年12月1日以降のものが事業費の助成対象となります。ただし、申請時に完了している事業は対象となりません。すでにニーズがあり、速やかに実施する必要がある場合、採択の可否の可能性についてのお答えはできませんが、自己の判断で先行して実施していただいた場合でも対象経費とすることができます。ただし、不採択の場合には、既に支払い済みの経費であっても助成できませんので、ご注意ください。
- Q. どのような経費が対象となりますか？
- A. 緊急助成ですので、事業実施に必要な最低限の費用となります（会場費や消耗品、通信費、講師謝金(交通費含む)やバス借り上げ費等）。人件費および団体スタッフ(関係者)の交通費は対象となりません（ただし、団体外に謝金として支払うものなど専門性の高い分野の人件費は対象となる場合もあります）。また事業実施後、団体の資産計上につながるものや拠点整備については対象となりません。（団体として購入するが、助成金額はリース料金で決定の場合もあり。拠点整備もDIYなどの簡単な工事の資材費は対象となる場合があります）。【参考】第8次募集は人件費も対象です。
- Q. 真備エリアとそれ以外では審査基準が違うのですか？
- A. 真備エリアには既に様々な団体が支援に入っており、より専門性の高いものや実効性の高いものを中心に助成します（実施することが目的となっている、単発のイベントなどは採択されない可能性が高いです）。真備以外のエリアでは、炊き出しや子どものイベント、ボランティアなどまだまだ活動が行われていない箇所があるため、支援活動が実施されることがまず必要であると考え、助成を実施します。

申請から事業実施までの流れ

(タイムフローチャート)

流れ	詳細スケジュール
申請募集 (申請書提出)	申請書による期日 (随時審査)
▼	
受付	申請書受付後、事務局から メールおよび電話により連絡
▼	
審査	月単位でとりまとめ実施
▼	
採択通知 (電話かメール)	決定後速やかに連絡
▼	
事業実施	事業実施期間 事業開始から概ね1か月～2か月 (原則として平成31年4月30日までに実施の事業)
▼	
活動内容 途中経過報告	SNSなどでの寄付者に対する報告 (みんなつくへ最低1週間に一度は報告)
▼	
報告書提出	提出期限:事業終了後概ね1ヶ月以内
▼	
寄付者への報告	事業をまとめて、随時事務局から実施

※助成金の支払いは口座振替になります。採択時に対応について連絡します。